

2025年6月17日
株式会社みずほ銀行

日銀による気候変動対応オペにおける「対象投融資に関する開示」の報告書

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンドガイドライン（環境省）
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）

(2)上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

3. サステナビリティ・リンク・ローン(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。)

(1)対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)

(2)上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、原則として、外部評価を取得していることを確認しています(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることの確認を含む)。

例外として、「みずほサステナビリティ・リンク・ローン PRO」は、当行が独自に開発したフレームワークにより組成するサステナビリティ・リンク・ローンであり、フレームワークに対し、独立した第三者機関から、サステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性について外部評価を取得しています。個別案件については、営業部店がチェックリストを作成し、本部部署(*)が確認し、評価書を作成することで、適合性を判断しています。

(*)サステナブルプロダクツ部

4. サステナビリティ・リンク・ボンド(気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。)

(1)対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則(ローンマーケット協会<Loan

Market Association>ほか)(4. (2)記載のみずほサステナビリティ・リンク・私募債 PRO に限る)

(2)上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されていることの確認を含む）。例外として、「みずほサステナビリティ・リンク・私募債 PRO」は、当行が独自に開発したフレームワークにより組成するサステナビリティ・リンク・ボンドであり、フレームワークに対し、独立した第三者機関から、サステナビリティ・リンク・ローン原則への適合性について外部評価を取得しています。個別案件については、営業部店がチェックリストを作成し、本部部署(*)が確認し、評価書を作成することで、適合性を判断しています。

(*)法人業務部

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・グリーンボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか）
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会<International Capital Market Association>）
- ・グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン（環境省）
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2)上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

上記基準への適合性の判断にあたり、外部評価を取得していることを確認しています。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下のいずれかに該当する融資(資金使途が以下の通り限定されている)であること(環境へのネガティブ影響低減・回避については、(2)に記載)

- ①再生可能エネルギー向けプロジェクトファイナンス
- ②再生可能エネルギー向けアセット・ベースト・レンディング
- ③グリーンビルディング(*)への融資

(*)政府または国際的に認知されたグリーンビルディングの第三者認証を取得しているもの

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

みずほフィナンシャルグループでは、経営会議にてサステナブルファイナンス・環境ファイナンスを定義し、長期目標を設定しています。上記①～③に該当する融資は、「環境事業を資金使途とするファイナンス」として環境ファイナンスに含まれています。個別案件の当該基準への適合性については、資金使途をもとに①～③の融資に該当することを、商品を所管する本部部署(*)が確認しています。当行では、投融資を通じた環境・社会へのネガティブインパクト回避・低減のため、「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」(みずほフィナンシャルグループが制改定)およびエクエーター原則を経営会議にて採択しています。営業部店による「環境・社会に配慮した投融資の取組方針」に基づく手続きの遵守を通じ、環境・社会リスクの対応状況の確認を実施しています。エクエーター原則適用案件については、エクエーター原則実施マニュアルの運用により、環境・社会リスクを適切に特定・評価・管理しています。

(*)プロジェクトファイナンス営業部、サステナブルプロダクト部ほか

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

サステナビリティローン：

サステナビリティボンド・ガイドライン(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)に準拠・適合するもの

(2)上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

みずほフィナンシャルグループでは、経営会議にてサステナブルファイナンス・環境ファイナンスを定義し、長期目標を設定しています。上記の融資は「環境・社会事業を資金使途とするファイナンス」としてサステナブルファイナンスに含まれています。個別案件の当該基準への適合性については、外部評価を取得していることを確認しています。

3. 類型その3

(1)対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス：

国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)のポジティブ・インパクト金融原則に基づき、みずほリサーチ＆テクノロジーズが開発したインパクト評価フレームワークを活用して企業が抱えるインパクト(ポジティブ・ネガティブ)を包括的に分析・評価。評価対象である企業活動全体において「ポジティブ・インパクト創出が認められる」と確認されたお客さまに対して、その活動を支援するファイナンス商品。年に一回以上、モニタリング(*)を実施。ただし、対象投融資としては、融資先が気候変動対応に紐付いたKPIを設定していることとします。

(*)当行とみずほリサーチ＆テクノロジーズが連携し、KPI達成状況をモニタリングし、エンゲージメントを実施

(2)上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

本商品の基準は、商品所管部(*)の決裁にて策定しています。また、みずほリサーチ＆テクノロジーズが開発したインパクト評価フレームワークは、独立した第三者機関により、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)の策定したポジティブ・インパクト金融原則の適合性の外部評価を取得しています。

個別企業への当該基準の適合性については、みずほリサーチ＆テクノロジーズがポジティブ・インパクト評価を実施したうえで、独立した第三者機関による外部

評価を取得し、確認しています。

(*)サステナブルプロダクト部

4. 類型その4

(1) 対象投融資の基準

当行では、I.に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

Mizuho ポジティブ・インパクトファイナンス PRO:

国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)のポジティブ・インパクト金融原則に基づき当行が独自に開発したインパクト評価フレームワークを活用し企業が抱えるインパクト(ポジティブ・ネガティブ)を包括的に分析・評価。評価対象である企業活動全体において「ポジティブ・インパクト創出が認められる」と確認されたお客さまに対して、その活動を支援するファイナンス商品。年に一回以上、モニタリング(*)を実施。

ただし、対象投融資としては、融資先が気候変動対応に紐付いたKPIを設定していることとします。

(*)営業部店と商品所管部(*)が連携し、KPI達成状況をモニタリングし、エンゲージメントを実施

(*)サステナブルプロダクト部

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

本商品の基準は、商品所管部(*)の決裁にて策定しています。また、当行が独自に開発したインパクト評価フレームワークは、独立した第三者機関により、国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)の策定したポジティブ・インパクト金融原則の適合性の外部評価を取得しています。個別企業への当該基準の適合性については、一次評価者(*)がポジティブ・インパクト評価を実施したうえで、独立した第三者機関による外部評価を取得し、確認しています。

(*)サステナブルプロダクト部

5. 類型その5

(1) 対象投融資の基準

当行では、I.に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

ポジティブ・インパクトファイナンス:

当行以外の金融機関がアレンジャーとなって行うポジティブ・インパクトファイナンスにシンジケート・ローン形式で参加する場合、および投融資先自身が定めるもしくは投融資先が指定する他の金融機関が策定したフレームワークに基づくポジティブ・インパクトファイナンスについては、以下の 3 つの要件を満たす場合、対象投融資として判断します。

- ① 国連環境計画・金融イニシアティブ(UNEP FI)の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合するものとして独立した第三者による外部評価を得た投融資であること
- ② 投融資先が気候変動対応に紐づく KPI を設定し、投融資の実行期間中、投融資先自身が KPI の達成状況を年 1 回以上確認し、開示すること
- ③ 投融資先の KPI 達成状況について、当行が直接もしくはアレンジャー等を通してモニタリングし、エンゲージメントを行うこと

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

(1)の基準は、サステナブルビジネス部が策定しております。また、基準への適合性については、企業規模に応じてみずほリサーチ & テクノロジーズもしくは本部部署(*)が確認し、評価書を作成することで、適合性を判断しているほか、アレンジャー等が行うエンゲージメントの内容については営業部店が確認しています。

(*) サステナブルプロダクツ部

6. 類型その6

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

Mizuho Eco Finance :

みずほリサーチ & テクノロジーズが開発した環境評価モデルを用いて、お客様の取り組みや指数をスコアリング(*)し、一定のスコア以上を満たしたお客様に対し、当行が融資を行うもの。ただし、本件対象投融資としては、以下①②を充足することを条件とします。

- ① 「SBT 認定、もしくはそれに準ずる目標設定がある融資先」であり、「温室効果ガス排出に関する削減目標(Scope 1 + 2 及び/又は Scope 3)」が気候変動対応に紐づく KPI として設定されていること

②融資の実行期間中、融資先自身が温室効果ガス排出量(Scope 1 + 2 及び/又は Scope 3)を年1回以上開示し、当行が Mizuho Eco Finance 評価及びKPI達成状況をモニタリングし、エンゲージメントを行うこと

- (*)以下の取り組みや指標をもとに、スコアリングし、A以上の評価を取得した企業等に提供
- (1)TCFDへの賛同表明(ただし原則2025年3月融資実行分まで)
 - (2)日本政府のカーボンニュートラル施策に対するコミットメント(原則2025年4月融資実行分以降)
 - (3)S&P/JPX カーボン・エフィシェント指標(カーボン情報の開示ステータス)
 - (4)S&P/JPX カーボン・エフィシェント指標(十分位数分類)
 - (5)SBT認定／コミット状況
 - (6)温室効果ガスに関する環境長期ビジョン策定内容
 - (7)温室効果ガス排出量(Scope 1 + 2)
 - (8)温室効果ガス排出量(Scope 3)

(2)上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

本商品の基準は、商品所管部(*)の決裁にて策定しています。また、みずほフィナンシャルグループでは、経営会議にてサステナブルファイナンス・環境ファイナンスを定義し、長期目標を設定しています。上記の融資は「ESGやSDGsへの対応について考慮・評価、または条件とするなどESG/SDGs対応を支援・促進するファイナンス」として、環境ファイナンスに含まれています。

個別企業への当該基準の適合性については、2025年3月以前はみずほリサーチ&テクノロジーズ、2025年4月以降は当行が確認を行ったうえで、商品所管部署(*)が取り扱い基準を満たすことを確認しています。

(*)サステナブルプロダクト部

7. 類型その7

(1) 対象投融資の基準

当行では、I.に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

GHG 見える化インパクトファイナンス：

見える化システムを活用して新規に GHG 排出量の算定を行い、かつ算定した GHG 排出量実績をもとに削減目標を設定し、削減に向けた取り組みを推進するお客さまに対し、当行が融資を行う。ただし、本件対象投融資としては、以下①

および②を充足することを条件とします。

① GHG 排出量の算定を行い、当行へ GHG 排出量実績の報告を年 1 回以上行うこと

② GHG 排出削減目標を設定し削減に向けた取り組みを行うこと

なお、融資実行時点で過去データがない等、削減目標の設定が困難な先については、1 年目は GHG 排出量の算定のみで、2 年目に GHG 排出量目標の設定を行うこととする。

なお、お客さまの GHG 排出削減状況については営業部店が年 1 回以上エンゲージメントを通してモニタリングを実施します。

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

本商品の基準は、商品所管部(*)の決裁にて策定しています。また、投融資先の GHG 排出量の取り組み状況の確認やその取り組みを推進するための仕組みについては、当行が独自に開発した GHG 見える化インパクトファイナンスフレームワークにて策定しており、そのプロセスの適切性については独立した第三者機関から外部評価を取得しています。個別案件については、営業部店がチェックリストを作成し、本部部署(*)が承認することで、適合性を判断しています。

(*) サステナブルプロダクツ部

8. 類型その8

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

Mizuho 自然資本インパクトファイナンス：

みずほリサーチ & テクノロジーズが開発した自然資本の取り組みを評価する枠組みを用いて、お客さまの自然資本に関する取り組みや TNFD に準じた開示状況を分析・評価し、一定のスコア以上を満たしたお客さまに対し、自然資本の取り組みを推進する KPI を設定の上、当行が融資を行うもの。ただし、本件対象投融資としては、以下①②を充足することを条件とします。

① 設定する自然資本の取り組みを推進する KPI が、以下(i)～(iv) の国際原則または政府の指針に掲げられているグリーンプロジェクトの環境改善効果に合致する、もしくは(ii)に記載される KPI 候補に合致するものであると

当行が判断したもの

- (i)グリーンローン原則(ローンマーケット協会)
- (ii)グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)
- (iii)グリーンボンド原則(国際資本市場協会)
- (iv)グリーンボンドガイドライン(環境省)

- ② 融資の実行期間中、当行単独もしくはみずほリサーチ＆テクノロジーズと連携し、年1回の頻度でKPIの状況をモニタリングし、エンゲージメントを行うこと

(2)上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

本商品の基準は、商品所管部(*)の決裁にて策定しています。また、投融資先が設定するKPIの妥当性や、取り組み状況の確認、およびその取り組みを推進するための仕組みについては、当行とみずほリサーチ＆テクノロジーズが独自に開発したMizuho自然資本インパクトファイナンスフレームワークにて策定しており、そのプロセスの適切性については独立した第三者機関から外部評価を取得しています。個別企業への当該基準の適合性については、みずほリサーチ＆テクノロジーズが確認を行ったうえで、商品所管部署(*)が取り扱い基準を満たすことを確認しています。

(*)サステナブルプロダクト部

9. 類型その9

(1) 対象投融資の基準

当行では、I.に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

サステナブルシッピング・インパクトファイナンス:

融資対象とする船舶の環境性能に関して独自の評価手法を用いてCO₂排出削減の観点でスコアリングし、一定のスコア以上を満たした船舶を対象に、当行が融資を行うもの。ただし、本件対象投融資としては、以下①②③を充足することを条件とします。

- ① 融資対象船舶、投融資先の保有/管理する船隊の運航に関し、CO₂排出削減に資するKPIが設定されていること
- ② 融資の実行期間中、営業部店が少なくとも年1回の頻度でKPIの状況をモニタリングし、エンゲージメントを行うこと
- ③ 融資対象船舶が内航船であること

(2)上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

本商品の基準は、商品所管部(*)の決裁にて策定しています。また、融資対象とする船舶の環境性能評価については、当行と一般財団法人日本海事協会が連携して開発した評価手法に基づき行うものとしています。当該評価手法、投融資先が設定するKPIの妥当性、取り組み状況の確認、およびその取り組みを推進するための仕組みについては、サステナブルシッピング・インパクトファイナンスフレームワークにて策定しており、そのプロセスの適切性については独立した第三者機関から外部評価を取得しています。個別企業への当該基準の適合性については、商品所管部署(*)が取り扱い基準を満たすことを確認しています。

(*)サステナブルプロダクト部

以上